

議案第49号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

次のとおり貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
略	略	
保育士等修学資金	県内における保育士及び幼稚園教諭の確保及び質の向上に資するため、 <u>県内に住所を有する者の子等のうち鳥取短期大学において保育士又は幼稚園教諭の資格に必要な教育を受ける者で、</u> 経済的理由に	

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
略	略	
保育士等修学資金	県内における保育士及び幼稚園教諭の確保及び質の向上に資するため、 <u>県内の高等学校を卒業し、鳥取短期大学において保育士又は幼稚園教諭の資格に必要な教育を受ける者で、</u> 経済的理由により修	

より修学が困難なものに対して貸し付ける資金	学が困難なものに対して貸し付ける資金
略	略
<p>臨床研修医研修金貸付金</p> <p>県内における特定診療科の医師の確保を図るため、県内で臨床研修を受ける医師で、当該臨床研修修了後指定病院等に特定診療科において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>県内における特定診療科の医師の確保を図るため、県内で臨床研修を受ける医師で、当該臨床研修修了後指定病院等に特定診療科において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>
<p>1 臨床研修を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して6年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）を経過するまでに通算して3年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以上指定病院等の特定診療科において常勤医師としての業務に従事したとき。</p>	<p>1 臨床研修を修了した日の属する月の翌月の初日（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める日）までに指定病院等の特定診療科において常勤医師としての業務を開始し、引き続き3年間（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）その業務に従事したとき。</p>
略	略
略	略
略	略

備考略

備考略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の債務の免除から適用する。